5 今後の手続

都市計画手続について①

縦覧 都市 計 2週間 画 法 . 基 づ

都市計画案の

横浜市都市計画審議会

公聴会 (平成 24 年 8 月 24

公述申出 が あ 日 に開催

24年7月流車市素案 **の** 25 縦覧 8 2週間】 月 8

日

(平市 成<u>計</u>

都

市

計画

市

素案説明

会

本

日)

公述申出書受付 【2週間】

意見書受付 【3週間】

意見書受付 【2週間】

条 例

基

都市

計

画

の

原 案

の

縦覧

地

<u>又</u>

計画

の

4

週

間

都市計画決定

(変更)

の告示

都市計画手続について②

◆都市計画市素案の縦覧

期 間 平成24年7月25日(水)~8月8日(水) (土・日を除く 午前8時45分~午後5時15分)

場所建築局都市計画課

※港南区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。

区役所の閲覧時間は午前8時45分から午後5時までとなります。

※都市計画課ホームページで「市素案の概要」をご覧になれます。

◆公聴会(※公述の申出があった場合に開催します。)

日 時 平成24年8月24日(金) 午後7時~ 場 所 港南公会堂

都市計画手続について③

◆公述の申出

関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

申	出	期	間	平成24年7月25日(水)~8月8日(水)
(※期間必着)				(土・日を除く午前8時45分~午後5時15分)
申	出	方	法	 書面(持参又は郵送) 指定の公述申出書(都市計画課窓口やホームページ等で入手可)に記入の上、建築局都市計画課へ 【8月8日(水)必着】 電子申請都市計画課ホームページから手続可能 【8月8日午後5時15分まで】 ※メンテナンス時間中(不定期)は、利用不可
申出多数の場合			易合	10名を超える場合、抽選を行います。

※公聴会の開催の有無については、8月10日(金)以降に 都市計画課ホームページ又は都市計画課までお電話等でご確認ください。

問合せ先

◇ 用途地域等及び地区計画の内容について

横浜市 市民局 地域施設課 (中区港町1-1 横浜関内ビル4階) TEL:045-671-2086

◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課 (中区相生町3-56-1 JNビル14階) TEL:045-671-2657